保険料

被保険者(加入者)全員が納めます。保険料は個人単位で賦課されます。

保険料を決める基準(保険料率)は2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。 年度途中から加入した場合は、加入月から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月 は計算されません。

●平成30・31年度保険料の計算方法

年間保険料額

(限度額62万円) ※100円未満切捨て

均等割額

1人当たり 41.400円

所得割額

賦課のもととなる所得 × 所得割率 (旧ただし書き所得) × 8.02%

●保険料の軽減

世帯の所得や保険の状況に応じて、均等割額と所得割額が、それぞれ軽減される制度があります。

●保険料の納め方

保険料は、原則年金から差し引かれて納めます(特別徴収)。 ただし、年金受給額が年額18万円未満の方、 介護保険と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書や口座振替で納めます(普通徴収)。ま た、新規に加入した方は、しばらくの間は普通徴収で納めます。

※保険料の詳細は、後日送付される保険料確定通知に同封の「後期高齢者医療保険料のお知らせ」をご覧ください。 「後期高齢者医療保険料のお知らせ」は、市区町村担当窓口でも配布しております。

交通事故などにあったとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やケガをした場 合でも、保険証を使って受診できます。この場合、保険者である広 域連合が医療費を立て替え、あとで加害者へ費用を請求することに なりますので、必ず市区町村の担当窓口へ届け出てください。



必ず市区町村の担当窓口に届け出を

①保険証、②印鑑、③事故証明書(後日でも可。警察へ届け出て受け取ってください。)を持って、市区町村 の担当窓口で「第三者行為による被害届」の手続きをしてください。

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬 (先発医薬品:新薬)の特許終了後に、厚生労働省の認可の もとで製造・販売された薬です。先発医薬品に比べて開発期 間が短いので、価格が安くなります。また、薬の効果・有効 成分は同等なので安心です。

低価格のジェネリック医薬品を使用することで、医療費の 削減につながります。

ジェネリック医薬品に切り替えるときは、かかりつけ医や 薬剤師とよく相談しましょう。



こんなときは必ず届け出を

こんなときに	届け出に必要なもの
ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
ほかの市区町村から転入してきたとき	負担区分証明書、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑、個人番号がわかるもの
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑、個人番号がわかるもの
死亡したとき (葬祭費支給申請書など)	保険証、印鑑、その他(詳しくは各市区町村の窓口にお問い合せください)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印鑑、個人番号がわかるもの
65歳から74歳で一定の障害のある方が加入しようとするとき (脱退しようとするときも必要です)	現在の保険証、国民年金証書・各種手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)など障害の程度が確認できる書類、印鑑、個人番号がわかるもの

市区町村

※上記以外のものが必要になる場合があります。

各市区町村のお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	保険年金課	022-261-1111(代)
青 葉 区	保険年金課	022-225-7211(代)
宮城野区	保険年金課	022-291-2111(代)
若 林 区	保険年金課	022-282-1111(代)
太白区	保険年金課	022-247-1111(代)
泉区	保険年金課	022-372-3111(代)
石 巻 市	保険年金課	0225-95-1111(代)
塩 竈 市	保険年金課	022-355-6519
気 仙 沼 市	保 険 課	0226-22-6600(代)
白 石 市	健康推進課	0224-22-1362
名 取 市	保険年金課	022-724-7105
角田市	市民課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)
岩沼市	健康増進課	0223-22-1111(代)
登 米 市	国保年金課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	市民課	0225-82-1111(代)
大 崎 市	保険給付課	0229-23-6051
富谷市	健康推進課	022-358-0512
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001

七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2193
大河原町	健康推進課	0224-53-2111(代)
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴 田 町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸 森 町	保健福祉課	0224-72-3014
亘 理 町	健康推進課	0223-34-0501
山 元 町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町 民 課	022-357-7446
利 府 町	町 民 課	022-767-2340
大 和 町	町民生活課	022-345-1117
大 郷 町	町 民 課	022-359-5504
大 衡 村	住民生活課	022-341-8512
色 麻 町	町民生活課	0229-65-2156
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌 谷 町	健 康 課	0229-43-5111
美 里 町	町民生活課	0229-33-2114
女 川 町	町民生活課	0225-54-3131
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

担当部署名

電話番号

宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 電話番号 022-266-1021



H30-04

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方が対象です。(65) 歳から75歳未満の方で一定の障 害があり、広域連合の認定を受け た方も加入することができます。)

対象となる方は、それまで医療を 受けていた国民健康保険や会社の 健康保険などから、自動的に後期 高齢者医療制度に移行します。



医療費の窓口負担割合は、前年の 所得に応じて1割または3割です。 窓口負担(医療費の自己負担)の 説明は2ページをご覧ください。

保険料は、個人ごとに計算され、お 一人お一人に納めていただきます。 保険料の説明は5ページをご覧く ださい。

- ※会社の健康保険などに加入していた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険など の資格を喪失しますので、新たに市町村の国民健康保険や別の会社の健康保険などに加入する手続きが必要です。
- ※国民健康保険に加入していた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、同じ世帯の国民健康保険の方は手続きの必要はあり

被保険者証(保険証)受診する際は忘れずに提示しましょう。



- ●75歳になる誕生日までに保険証が交付されます。
- ●保険証は一人に1枚交付されます。
- ●内容を確認して、間違いがあれば届け出ましょう。
- ●保険証は、なくさないよう大切に保管しましょう。
- なくしたり破れたりしたときは、すみやかに市区町村の 担当窓口へ行って、新しい保険証をもらいましょう。
- ●資格がなくなった場合や一部負担金の割合が変更になっ た場合は、有効期限前でも、市区町村の担当窓口へすぐ に返却しましょう。

保険証は

毎年8月1日に新しくなります。

(保険証の色は、毎年変わります)



保険証のだまし取り、振り込め詐欺、不審な訪問 電話などには十分ご注意ください









窓口負担(医療費の自己負担)

医療機関等での窓口負担割合は、1割です。 ただし現役並み所得世帯の方は、3割です。

- ●区分は、8月から翌年7月までを年度(区切り)とし、毎年 8月にその年度の住民税課税所得金額 [注1] (前年1月から 12月までの収入に係る所得)等によって判定されます。
- ●現役並み所得(3割負担)の被保険者がいる世帯は、世帯の 被保険者全員が3割負担です。
- ●被保険者や世帯員の異動(転入・転出・死亡など)により変 更になる場合があります。

負担割合	区 分 所得区分 (適用区分)	対象者
3割負	現役並み所得者	次の2つの条件をいずれも満たす方 ①住民税課税所得金額 [注2] が145万円以上の被保険者がいる世帯の方 [注3] ②世帯の高齢者 [注4] の収入合計が一定額以上の方 [注5]
負担		条件により、申請することで1割負担となる場合があります。該当する方には、市区町村より 勧奨通知が送付されますので、ご確認ください。
	— 般	住民税課税世帯で、現役並み所得者にあて はまらない方
] 割	低所得Ⅱ (区分Ⅱ)	住民税非課税世帯で、低所得I以外の方
割負担	低所得 I (区分 I)	住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯員のみの方 ●老齢福祉年金を受給している方

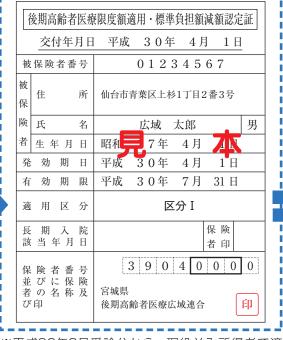
- [注1] 住民税課税所得金額とは、総所得金額等から各種所得控除を差し 引いて算出される額で、住民税の通知に記載されています。「課 税標準額」や「課税される所得金額」と記載されている場合もあ ります。確定申告書では確認できませんのでご注意ください。
- [注2] 前年の12月31日(1月から7月までは前々年)現在で、同じ世 帯に19歳未満の控除(扶養)対象者がいる世帯主である被保険 者は、住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。
- [注3] ①に該当していても、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者 で、本人および同じ世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等 (所得から33万円を引いた額)の合計が210万円以下の被保険 者および同じ世帯の被保険者は、1割負担になります。
- [注4] 高齢者とは、被保険者および同じ世帯に属する70歳から74歳の
- [注5] 被保険者および70歳から74歳の高齢者が複数いる世帯は、 520万円以上。被保険者が1名の世帯は、383万円以上。

所得の少ない方(低所得 I・Ⅱ)

入院したときや、外来の医療費が高 額になるときは、事前に市区町村窓口 に、「減額認定証」を申請し、保険証と 一緒に医療機関に提示してください。

「減額認定証」

医療機関などの窓口に提示すると支払 額を右の表に応じた自己負担限度額に留め ることができます。



※平成30年8月受診分から、現役並み所得者で適 用区分が「現役 I 」または「現役 II 」(3ページ の表参照)の方は、「限度額適用認定証」の発行 が受けられるようになります。

入院したときの食事代

入院したときは、医療費とは別に次の標 準負担額をご負担いただきます。

入院時食事代の標準負担額(指定難病患者など以外)

所得区分(適用区分)		1食あたりの食事代 (自己負担)	
現役並み所得者 一般		460円	
低所得Ⅱ	90日までの入院		210円
(区分Ⅱ)	91日からの入院 [注6]		160円
低所得 I (区分 I)		100円	

※「低所得Ⅰ」または「低所得Ⅱ」の方は、「減額認 定証」の提示が必要ですので、市区町村の担当窓 口へ申請してください。

[注6] 過去12カ月の入院日数の合計。ただし、区 分Ⅱの減額認定を受けている期間に限りま す。適用を受けるためには、申請が必要です。

高額療養費制度

1日から月末までの同一月に、複数の医療機関などで支払った自己負担額の合計が、下記の自己負 担限度額を超えた場合は、その限度額を超えて支払った額が「高額療養費」として支給されます。

支給の対象者には、診療を受けた約3カ月後に広域連合から申請案内をお送りしますので、必要 事項を記入のうえ、市区町村の担当窓口に申請してください。

2回目以降は申請された口座に振り込みますので、指定口座に変更のない限り、手続きの必要は ありません。

※対象となる診療は、保険医療機関や保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療です。インフルエンザなどの予防 接種や入院時の食事代、差額ベッド代などの保険が適用にならないものは対象になりません。

自己負担限度額(月額)

[平成30年7月受診分まで]

所得区分(適用区分)	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円 +(医療費一 267,000円) ×1% 〈44,400円〉
— 般	14,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 〈44,400円〉
低所得Ⅱ(区分Ⅱ) 低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	8,000円	24,600円 15,000円

[平成30年8月受診分から]

所得	异区分(適用区分)	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み	課税所得 690万円以上		00円+ 2,000円)×1% 100円〉
所	(現役Ⅱ)	(医療費- 558	00円+ 8,000円)×1% 00円〉
得者	課税所得 145万円以上 (現役 I)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉	
	一般	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 〈44,400円〉
	所得Ⅱ(区分Ⅱ) 所得Ⅰ(区分Ⅰ)	8,000円	24,600円 15,000円

※〈 〉内数値は、直近12カ月以内に、外来+入院(世帯)の高額療養費が3カ月以上該当した場合の、4カ月目以降の限度額です。 ※外来+入院(世帯)の限度額は、同一世帯の後期高齢者医療の被保険者の自己負担額を合算して算出します。 ※1年間のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来の自己負担額の合計額については、144,000円が上限額となります。

心身障害者医療費助成を受けている方

自己負担限度額までの医療費については、医療費助成として、お住まいの市区町村から支給されます。なお、後期高 齢者医療制度では、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

特定疾病の治療を受けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合の自己負担限度額は、10.000円です。特定疾病の適 用を受ける場合は、「特定疾病療養受療証」が必要になりますので、事前に市区町村の担当窓口に 申請してください。

なお、治療を受ける際は、保険証と一緒に医療機関に提示してください。

対象となる疾病

- ●人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
- ●血友病(血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第™因子障害、または先天性血液凝固第™因子障害)
- ●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る)

高額介護合算療養費制度

同一世帯の被保険者で、医療費自己負担額と介護サービス費自己負担額を年間で合算し、下記 の基準額を超えた場合、その超えた額が501円以上の時に支給します。なお、該当する場合は 申請書をお送りします。

合算する場合の基準額(年額・8月~翌年7月)

[平成30年7月まで]

「世代20年0日から」

所得区分	基準額	
現役並み所得者	67万円	IJ
一般	56万円	
低所得Ⅱ	31万円	
低所得 I	19万円	

	「一段30	年8月から」	
	所得区分		基準額
	現役並み 所得者	課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上	141万円
		課税所得145万円以上	67万円
		一般	56万円
	低所得Ⅱ		31万円
		低所得 I	19万円
		·	

● 領収証

※低所得Iで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、基準額の適用方法が異なります。

あとから払い戻しが受けられるとき

※検査目的の移送、本人希望・家族の都合によるもの、自宅からの

日常的通院のための移送、退院時の移送など、緊急性が認められ

次のような場合は、いったん窓口で全額を自己負担しますが、市区町村の担当窓口に申請して、 審査の結果、広域連合が認めた場合に自己負担分(1割または3割)を除いた額の払い戻しを受 けることができます。

ない場合は対象になりません。

申請に必要なもの保険証、印鑑、通帳、個人番号がわかるもの

こんなとき	申請に必要な書類
医師が疾病などの治療を行う上で、必要と認めたコルセットなどの治療 用装具を作ったとき	● 医師の意見書● 領収証
医師の同意のもと、はり・きゅう、あんま・ マッサージの施術を受けたとき	・施術内容証明書・医師の同意書・領収証
急病やけがなどで、保険証を提示せずに治療を受けたことがやむを得ないと認められたとき ※単に保険証を忘れた場合などは対象となりません。	診療報酬明細書 (レセプト)領収証
海外渡航中に、急病やけがなどでやむを得ず治療を受けたとき ※治療目的での渡航や日本国内で保険適用となっていない治療は対象になりません。	● 診療内容明細書 ● 領収証 ● 日本語翻訳文
疾病などで、移動することが極めて困難な重病人が、医師の指示で 転院または入院した際の移動に費用を要したとき	● 医師の意見書





